

公益社団法人高分子学会 助成金交付規程

(2018年3月14日 理事会承認)
(2018年5月9日 一部改定理事会承認)
(2018年9月18日 一部改定理事会承認)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高分子学会（以下、本会という）が交付する助成金の交付に関する基本的な事項を定めることにより、助成金に係る予算の執行及び交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「助成対象事業」とは、本会が行う助成金交付の対象となる事業をいう。

2 この規程において「助成対象事業者」とは、助成対象事業を行う代表責任者をいう。

(助成の種類)

第3条 助成金交付は、本会の自らの財源を主として実施する場合と、その目的に賛同する企業又は財団等からの賛助金又は寄附金を主な財源として実施する場合の2種とする。

2 前項において企業又は財団等からの賛助金又は寄附金を主な財源とする場合には、その助成名称に企業又は財団等のスポンサー名を付す場合がある。

(助成対象)

第4条 高分子に関する学術分野の発展や人材育成に寄与する講演会、シンポジウム、研究・技術発表会、講座等（以下、講演会等という）の助成金を交付する事業の募集内容は理事会が決定する。

2 前項において助成対象となる講演会等の開催場所は国内外を問わない。

(助成額)

第5条 助成金の上限は、1件50万円とする。

(助成金の財源等)

第6条 助成金交付は、本会の自らの財源、あるいは企業又は財団等からの賛助金又は寄附金を財源として行うものとする。

2 企業又は財団等から本会の助成金交付事業に賛同し、その事業を支援する申出があった場合には、理事会で審議し決定する。

3 前項において、3年以上継続して行う特定の助成については、内規を定め理事会の承認を得るものとする。

(助成金支給の期間)

第7条 助成金の支給は、助成対象事業を実施する会計年度のみとする。

(募集手続き)

第8条 助成金交付の募集は公募とし、その募集要項をホームページに掲載する。

- 2 助成金交付を希望する者は、所定の申請書を講演会等開催助成選考委員会（以下、選考委員会という）に提出しなければならない。
- 3 助成金交付を希望する者は、本会の会員、非会員を問わない。

(選考)

第9条 助成対象事業の選考は、選考委員会が公正かつ厳正に、これを行うものとする。

- 2 選考委員会は、委員長および若干名の委員をもって構成し、委員長および委員は、会長が選任し、会長が委嘱する。委員長および委員の任期は、2年とするが再任をさまたげないものとする。
- 3 前項において、選考対象となる講演会等の運営委員又は講師等の利害関係のある者は、当該講演会等の選考過程に加わることができない。委員長が選考に加わることができない場合には、委員から委員長代理を会長が選任するものとする。また、委員が選考に加わることができない場合は、会長が任期を定め、新たな委員を選任することができる。
- 4 助成対象事業の選考にあたっては、若手研究者や学生の交流、女性研究者の活躍を推進するような講演会等の申請に対して一定の配慮を行う。
- 5 助成対象事業及び助成金額の決定は、選考委員会の結果を基に理事会にて行うものとする。
- 6 理事会の決定に基づき、助成する講演会等の名称および助成金額を明記した交付通知を書面又は電磁的手法により助成対象事業者に通知するとともに、本会ホームページで公表するものとする。

(助成金の交付)

第10条 前条に基づいて決定された助成対象事業者への助成金の交付は、その金額を助成対象事業者の指定する金融機関の口座に振り込むことによって行う。

- 2 助成金の交付を決定された助成対象事業者が、次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、本会は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、又はすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。
 - (1) 虚偽の申し出または報告を行なったとき
 - (2) 対象となる講演会等が中止になったとき
 - (3) 助成金の使途が著しく不適切であると本会が判断したとき

(助成対象事業者の義務)

第11条 助成対象事業者は、以下の義務を果たさなければならない。

- (1) 開催計画等に関して重要な変更を行う場合の、本会の承認
- (2) 助成金支給の対象となった講演会等の完了
- (3) 助成金の適正な管理、使途に関する記録（計算書類等）の提出及び関連書類の3年間の保管
- (4) 開催報告書の提出（終了後2ヶ月以内）

(5) 開催報告書の公表への同意

(開催報告書の公表)

第12条 本会は、開催報告書をホームページ上に公表するものとする。

[附則]

本規程の改定は理事会の承認を得るものとする。